パブリックコメント閲覧資料

砂川市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例 (案)の概要について

砂川市

市長公室課防災対策係

条例の制定に向けて

災害の発生に備えた避難行動要支援者名簿の提供においては、原則として本人同意が必要となります。ただし、災害対策基本法第49条の11第2項ただし書(名簿情報の提供)では、災害の発生に備え「当該市町村の条例に特別の定めがある場合」については本人同意を得ることなく、避難支援等関係者に情報提供を可能とすることを定めています。

これまで、当市においては砂川市個人情報保護条例第6条第7号「あらかじめ砂川市個人情報保護審査会の意見を聴いて正当な行政執行のため必要があると認めたとき。」に基づき審査会に諮問した上で情報提供してきました。

しかし、改正個人情報保護法(令和5年4月1日施行)施行後は、目的外利用・提供を 行う場合に類型的に審議会等の諮問を要する旨の規定について条例に置くことが許容され ないこととなるため、これまでどおり情報提供できるよう本条例を新たに制定しようとす るものです。

条例案の概要

条例案は第1条から第8条までの条文で構成することを検討しています。条例案の概要 は次のとおりです。

第1条 目的

避難支援等関係者に対する名簿情報の提供に関し、避難行動要支援者に同意なく平常時に 名簿情報を提供することその他の必要な事項を定めることにより、**避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護すること**を目的としています。

第2条 定義

「避難行動要支援者」、「避難支援等」、「避難行動要支援者名簿」、「避難支援等関係者」、「名簿情報」について定義しています。

- (1) **避難行動要支援者** 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものとして砂川市地域防災計画(法第42条第1項の規定により砂川市防災会議が作成する地域防災計画をいう。以下「地域防災計画」という。)に定めるものをいう。
- (2) 避難支援等 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動 要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (3) 避難行動要支援者名簿 法第49条の10第1項の規定により作成した避難支援等を 実施するための基礎とする名簿をいう。
- (4) **避難支援等関係者** 避難支援等の実施に携わる関係者として地域防災計画に定める 者をいう。
- (5) 名簿情報 避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報をいう。

第3条 名簿情報の提供

第1項では、平常時、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し名簿情報を提供する場合において、**避難行動要支援者の同意を得ることを要しない**旨を定めます。

第2項では、避難行動要支援者が、名簿情報の**提供の拒否を申し出たときは、当該避難行** 動要支援者に係る名簿情報を提供することができない旨を定めます。

第3項では、災害発生時において、法第49条の11第3項の規定により、避難支援等関係者に加え、その他の者に対しても、避難行動要支援者の同意を得ることなく、名簿情報を提供することができる旨を定めます。

第4条 名簿情報に係る管理状況の報告等

名簿情報の提供を受けた者に対する、管理状況の報告要求や検査の実施を行うことができる旨を定めます。

第5条 名簿情報の漏えいの防止のための措置

名簿情報の提供を受けた者は情報の漏えいの防止に必要な措置を講ずる旨を定めます。

第6条 利用及び提供の制限

名簿情報の提供を受けた者は、目的以外の目的で利用・提供してはならない旨を定めます。

第7条 守秘義務

名簿情報の提供を受けた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者 に関して知り得た秘密を漏らしてはならない旨を定めます。

第8条 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める旨を定めます。

附則

附則では、この条例の施行を令和5年4月1日とすることを規定します。